



新投資奨励政策 (2015 - 2021)

ボンゴット・アヌロート

タイ投資委員会
マーケティング部長

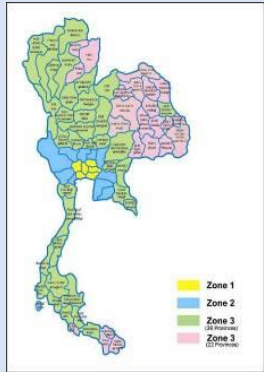
2014年12月22日

注: 本資料は2014年12月22日のBOIセミナーで使用したものです。

ページ8とページ19は訂正しました。

新投資奨励政策の変更点

既存投資奨励政策



地方分散政策



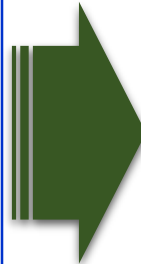
ゾーンによる
恩典

..... あるいは

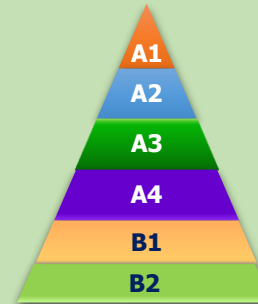
重要業種/戦略的分野



投資地域に関わらず
最大限の恩典を付与



新投資奨励政策



基本恩典
業種別による
恩典



追加恩典
メリットによる恩典

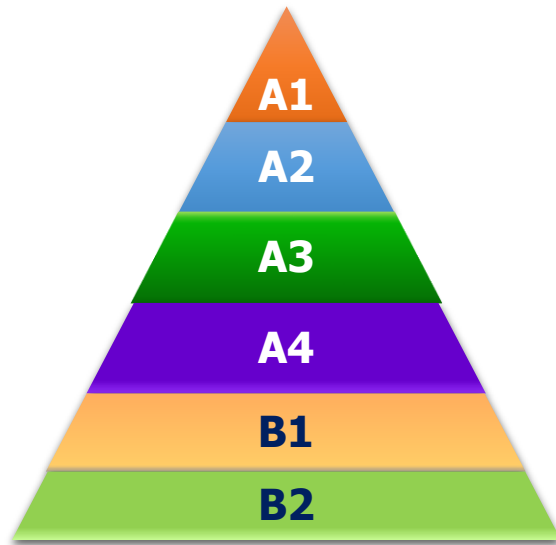
新投資奨励政策の6つの目的

- 1 国の競争力を向上させるために投資を奨励する。
- 2 バランスの取れた持続的成長のため、省エネルギー又は代替エネルギーを使用する環境にやさしい事業を奨励する。
- 3 サプライチェーンを強化するために、各地域の可能性に一致する投資クラスターの創出を奨励する。
- 4 地域内の安定に繋がる地方経済を強化するため、南部国境県での投資を奨励する。
- 5 近隣諸国との経済連携、およびアセアン経済共同体(AEC)への準備のため、特別経済開発区、特に工業団地内外の国境地域での投資を奨励する。
- 6 タイ企業の競争力を高めるため、タイからの対外投資を奨励する。

新投資奨励政策の恩典付与

基本恩典

業種別による恩典 (Activity-based Incentives)



業種の重要度に応じて
恩典を付与する。

+

追加恩典

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

1. 競争力向上へのメリット
2. 地方分散へのメリット
3. 産業地区開発へのメリット

国や産業発展に貢献する活動
に対する投資を奨励するため、
追加恩典を付与する。

業種別による恩典 (Activity-based Incentives)

グループ	法人税免除	機械の輸入関税を免除	輸出向け製造のための原材料の輸入関税を免除	非税的恩典
グループA: 法人税・機械・原材料の税的恩典及び非税的恩典を付与する事業				
A1	8年(上限なし)+メリット	✓	✓	✓
A2	8年+メリット	✓	✓	✓
A3	5年+メリット	✓	✓	✓
A4	3年+メリット	✓	✓	✓
グループB: 機械・原材料・非税的恩典を付与し、ファシリテーションをする事業				
B1	メリット(特定事業のみ)	✓	✓	✓
B2	メリット(特定事業のみ)	■	✓	✓

注: (1) 投資奨励法上の非税的恩典:

- 奨励事業に外国人技術者及び専門家の導入許可(25-26条)
- 土地の所有許可(27条)
- 外貨による海外への送金許可(37条)

(2) 基本的に法人税の免税額は土地代と運転資金を除く投資金額とする。

グループAの例

グループ	業種例
A1	<ul style="list-style-type: none">• 電子設計 【5.6】• 組み込みソフトウェア (Embedded Software) の開発 【5.7.1】• ごみあるいはRefuse Derived Fuel (ごみから作った燃料) から電力、あるいは電力とスチームの製造 【7.1.1.1】• 研究開発 【7.11】
A2	<ul style="list-style-type: none">• 自然材料による有効成分 (Active Ingredient) の製造 【1.12】• 特殊繊維の製造 【3.1.1.1】• 高度技術を使用する乗り物の部品の製造 【4.8.1】• Organics and Printed Electronics (OPE) である部品の製造 【5.3.1】• 薬品の有効成分の製造 (Active Pharmaceutical Ingredients) 【6.9】• 鉄道貨物輸送 【7.3.1】

グループAの例

グループ	業種例
A3	<ul style="list-style-type: none">• バイオ肥料、有機肥料、ナノケミカル有機肥料、バイオ殺虫剤の製造【1.1】• 最新技術による、食品製造・保存、飲物、食品添加剤 (Food Additive)、食品調合品 (Food Ingredient)の製造【1.17】• 乗り物用エンジンの製造【4.7】• 環境保護工業団地あるいは工業区【7.9.1.5】
A4	<ul style="list-style-type: none">• 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造【1.15】• リサイクル繊維の製造 (Recycled Fiber)【3.1.1.2】• 熱処理 (Heat Treatment)【4.3】• 機械、あるいは機械アクセサリーの組立【4.5.3】• Hygienic紙による製品の製造【6.13.1】

グループBの例

グループ	業種例
B1	<ul style="list-style-type: none">• スポーツ用品あるいはその部品の製造【3.4】• 楽器の製造【3.5】• 工業用プラスチック製品の製造【6.6】 (Plastic Products for Industrial Goods)• 地域統括本部【7.5】* (International Headquarters: IHQ -- 旧 ROH)• 国際貿易センター【7.6】* (International Trading Center: ITC -- 旧 IPO)
B2	<ul style="list-style-type: none">• 貿易ならびに投資支援事務所【7.7】* (Trade and Investment Support Office: TISO)

*メリットによる恩典対象外

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

1. 競争力向上へのメリット

対象投資費用

投資費用類	追加免税上限 (投資費用の%)
1. 研究開発: 内製/タイ国内の外注、 又は海外にある機関との共同研究開発	200%
2. 委員会が同意する、技術・人材開発基金、 教育機関、専門訓練センター、国内にある 研究開発機関、及び科学技術分野の政府 機関に対する支援	100%
3. 国内で開発された技術の IPの購入/ライセンス料	100%
4. 高度技術トレーニング	100%
5. ローカルサプライヤー(タイ資本比率51% 以上)の開発: 高度技術トレーニング及び 技術の援助	100%
6. 委員会が同意する、製品及びパッケージ の設計: 内製/タイ国内の外注	100%

追加恩典は投資費用比率により変わる:

最初の3年間の収入 に対する投資費用	追加法人税免 除年間 (上限も追加)
1% 又は ≥ 2 億バーツ	1年
2% 又は ≥ 4 億バーツ	2年
3% 又は ≥ 6 億バーツ	3年

(注)

- A1の場合、メリットによる追加の恩典はない。
- A2の場合、メリット活動があればメリット投資費用を免税上限に追加できる

2. 地方分散へのメリット

一人当たり所得の低い20県に立地する

- 法人税免除の3年追加だが、すでに8年間法人税免除が付与されるグループ A1 およびA2の業種はその代わり5年間の法人税50%減免する。
- 輸送費、電気代、水道代の2倍までを10年間控除できる。
- インフラの設置、建設費の25%を控除できる。

➤ 20県: ガラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリラム、プレー、マハーサラカム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソトン、ローイエット、シーサケート、サコンナコン、サケオ、スコータイ、スリン、ノングブアラムプー、アムナートジャラーン、ウボンラッチャタニー

【特別奨励措置で奨励される南部国境県及び特別経済開発区を除く】

3. 産業地区開発へのメリット

奨励された工業団地または工業地区に立地する
法人税免除の1年追加

グループBの留意点

1. 「競争力向上へのメリット」及び「地方分散へのメリット」のみが適用。
2. プロジェクト申請すると同時にメリットベース恩典を申請しなければならない。

各グループの恩典付与の例

A1

- 投資金額 : 1億バーツ(土地代と運転資金を除く)
- R&D 投資: 1千万バーツ
- 立地場所 : ガラシン県(投資奨励地域)

恩典の種類	業種別による恩典 (基本恩典)	メリットによる恩典(追加恩典)	
		競争力向上へのメリット	地方分散へのメリット (20県)
法人税免除	8年 上限なし	追加なし	-
法人税減免	-	-	+5年(50%)
機械の輸入関税 免除	✓	-	-
輸出向け製造の ための原材料の 輸入関税を免除	✓	-	-
非税的恩典	✓	-	-

まとめ: 8年間法人税免除(上限なし) + 5年間50%減免(上限なし)

A2

- 投資金額 : 1億バーツ(土地代と運転資金を除く)
- **R&D 投資**: 1千万バーツ
- 立地場所 : ガラシン県(投資奨励地域)

恩典の種類	業種別による恩典 (基本恩典)	メリットによる恩典(追加恩典)	
		競争力向上へのメリット	地方分散へのメリット (20県)
法人税免除	8年 上限:1億	上限:+2千万 (追加免税上限: 投資費用 200%)	-
法人税減免	-	-	+5年(50%)
機械の輸入関税 免除	✓	-	-
輸出向け製造の ための原材料の 輸入関税を免除	✓	-	-
非税的恩典	✓	-	-

まとめ: 8年間法人税免除(上限:1億2千万バーツ) + 5年間50%減免(上限なし)

A3

- 投資金額 : 1億バーツ(土地代と運転資金を除く)
- R&D 投資 : 1千万バーツ
- 立地場所 : ガラシン県(投資奨励地域)

恩典の種類	業種別による恩典 (基本恩典)	メリットによる恩典(追加恩典)	
		競争力向上へのメリット	地方分散へのメリット (20県)
法人税免除	5年 上限:1億	1%又は≥2億 ▶ +1年 2%又は≥4億 ▶ +2年 3%又は≥6億 ▶ +3年 上限:+2千万 (追加免税上限: 投資費用 200%)	+3年
法人税減免	-	-	-
機械の輸入関税免除	✓	-	-
輸出向け製造のための原材料の輸入関税を免除	✓	-	-
非税的恩典	✓	-	-

まとめ:

1. R&D投資が1%又は≥ 2億バーツ ▶ 法人税免除(5年+1年+3年) 2. R&D投資が2%又は≥ 4億バーツ ▶ 法人税免除(5年+2年+3年) 3. R&D投資が3%又は≥ 6億バーツ ▶ 法人税免除(5年+3年+3年)	}	ただし、 8年間まで認める (上限:1億2千万バーツ)
--	---	--

A4

- 投資金額 : 1億バーツ(土地代と運転資金を除く)
- **ライセンス料**: 1千万バーツ
- 立地場所 : ガラシン県(投資奨励地域)

恩典の種類	業種別による恩典 (基本恩典)	メリットによる恩典(追加恩典)	
		競争力向上へのメリット	地方分散へのメリット (20県)
法人税免除	3年 上限:1億	1%又は≥2億 ▶ +1年 2%又は≥4億 ▶ +2年 3%又は≥6億 ▶ +3年 上限:+1千万	+3年
法人税減免	-	-	-
機械の輸入関税免除	✓	-	-
輸出向け製造のための原材料の輸入関税を免除	✓	-	-
非税的恩典	✓	-	-

まとめ:

- 1.ライセンス料が1%又は≥ 2億バーツ ▶ 法人税免除(3年+1年+3年)= 7年間(上限:1億1千万)
- 2.ライセンス料が2%又は≥ 4億バーツ ▶ 法人税免除(3年+2年+3年)= 8年間(上限:1億1千万)
- 3.ライセンス料が3%又は≥ 6億バーツ ▶ 法人税免除(3年+3年+3年)= **8年間まで**(上限:1億1千万)

1. 農業、産業及びサービスの競争力の向上

- 収入の20%以上付加価値があること。**(新) 農業、電子製品及び電子部品、コイルセンターの場合は、10%以上付加価値があること。**
- 1千万バーツ以上の投資(土地代と運転資金を除く)規模の場合、操業開始後2年以内にISO9000またはISO14000もしくはそれに相当する国際基準の認定を受けること。これが実行できない場合、法人所得税の免税期間を1年間短縮される。
- 近代的な生産方法を有する。
- 新しい機械を使用すること。海外からの中古機械を使用する場合は、以下の基準とする。

プロジェクト認可の規定


・ 海外からの中古機械の使用許可 (新)

	機械の種類	プロジェクトでの使用	法人税免除上限 (Cap) となる投資金額に算入する	輸入関税免除
1	新しい機械	✓	✓	✓
	海外からの中古機械			
2	製造年度から輸入年度まで5年以下の機械	✓	✓	X
3	5年超、10年以下 (プレス機械のみ)	✓	✓	X
4	海運輸送、航空輸送、及び金型 (委員会が妥当とする場合のみ認める)	✓	✓	✓

注: 2と3は、信頼できる第三者の機関から、機械の能力、(新) 適当な価格評価 (新) 環境への影響及び、(新) エネルギー消費量の証明書を取得すること。

機械の使用目的

- 研究開発に使用される機械
- 公害防止又は除去をする機械
- 電子製品及び部品の製造プロジェクトに使用される機械、
既存の機械に代替するもの



奨励事業に奨励期間中に渡り
機械の輸入関税を免除する。

2. 環境問題の予防

- 効率よく且つ十分な環境汚染防止及び影響軽減の措置及び計画を持つこと、環境に影響を与える可能性のあるプロジェクトは、投資委員会は、公害対策や工場立地に関して、特別に審議する。
- プロジェクト内容または関連事業により環境影響評価（EIA）が必要とされる場合は、環境法また関連内閣決議に従うこと。
- ラヨン県に立地するプロジェクトは、投資委員会事務局布告 第Por.1/2554 「ラヨン県における産業促進方針」（2011年5月2日付）に従うこと。

3. 投資金額及びプロジェクトの可能性調査

- 最低投資金額100万バーツとする(土地代および運転資金を除く)
(新)ただし、電子設計、ソフトウェア、研究開発、といったナレッジベースのサービス業は、委員会が指定する分野に働く人材の年間人件費の150万バーツを最低金額とする。
- 新規プロジェクトの場合は負債:自己資本が3:1を超えないこと。
拡大プロジェクトの場合は適切に応じて検討する
- (新)投資金額が7億5千万バーツ(土地代と運転資金を除く)以上の場合、投資奨励申請に当たっては可能性調査(Feasibility Study)の報告書を添付しなければならない。

南部国境県における産業発展の投資奨励政策

南部国境県とは、ヤラ県、パタニ県、ナラティワート県、サトゥーン県
及びソンクラ県の4郡(チャナ郡、ナータウィー郡、サバヨーイ郡そしてテーパー郡)

特別経済開発区における投資奨励政策

南部国境県における投資奨励政策(1/6)

南部国境の4県、そしてソクラ県の4郡を集中に投資を奨励する。

1. 一般の場合 全部の投資奨励対象業種は以下の税的恩典を付与される。

- 機械の輸入関税を免除する。
- 5年間国内販売向け製造のための原材料の輸入関税を75%減免する。
- 8年間法人所得税を免除する。(上限無し)
- 5年間法人所得税を50%減免する
- 輸送費、電気代、水道代の2倍までを15年間控除できる。
- インフラの設置、建設費の25%を控除できる。

1. 一般の場合 (続き)

条件

- 最低投資金額50万バーツとする（土地代および運転資金を除く）
- 国内での中古機械（1,000万バーツ以下）を使用してもよい。また、中古機械の金額の4分の1以上新品機械に投資しなければならない。

**** 2017年12月31日までに申請すること ****

2. **特別な場合** 南部国境県に立地した既存プロジェクトか否かを問わず、新規プロジェクトを南部4県及びソンクラ県の4郡に投資する場合、両方のプロジェクトに対して恩典を付与する。

既存プロジェクト 3年間法人所得税を免除し、免除上限は
新規プロジェクトの投資金額の100%。

新規プロジェクト

- 機械の輸入関税を免除する。
- 5年間国内販売向け製造のための原材料の輸入関税を75%減免する。
- 8年間法人所得税を免除する。(上限無し)
- 5年間法人所得税を50%減免する
- 輸送費、電気代、水道代の2倍までを15年間控除できる。
- インフラの設置、建設費の25%を控除できる。

2. 特別な場合 (続き)

条件

- 最低投資金額50万バーツとする（土地代および運転資金を除く）
- 国内での中古機械（1,000万バーツ以下）を使用してもよい。また、中古機械の金額の4分の1以上新品機械に投資しなければならない。
- 新規プロジェクトの申請書は2017年12月31日までに、既存プロジェクトの投資実施確認書とともに提出しなければならない。
- 新規プロジェクトは操業準備ができたなら、既存プロジェクトの申請書を提出しなければならない。

3. 南部国境県における工業団地あるいは工業地区事業、
そして工業団地、工業地区あるいはクラスターに立地する
事業に対する投資奨励政策

以下の税的恩典を付与する。

- 機械の輸入関税を免除する。
- 5年間国内販売向け製造のための原材料の輸入関税を75%減免する。
- 8年間法人所得税を免除する。(上限無し)
- 5年間法人所得税を50%減免する
- 輸送費、電気代、水道代の2倍までを15年間控除できる。
- インフラの設置、建設費の25%を控除できる

3. 工業団地あるいは工業地区事業、そして工業団地、工業地区 あるいはクラスターに立地する事業に対する投資奨励政策（続き） 条件

- 最初のプロジェクトの申請書を2017年12月31日までに提出する場合、最初のプロジェクトの法人税免除期間終了前に、拡張プロジェクトを申請し、収入が発生したら、最初のプロジェクトを拡張プロジェクトに追加することができる。
- 最初のプロジェクトの最低投資金額は50万バーツとする（土地代および運転資金を除く）
- 拡張プロジェクトの投資金額は、最初のプロジェクトの投資金額の25%以上かつ50万バーツ以上であること。
- 国内での中古機械（1,000万バーツ以下）を使用してもよい。また、中古機械の金額の4分の1以上新品機械に投資しなければならない。
- 委員会が指定する規制緩和により非熟練外国人労働者の使用を許可する。

**** 2017年12月31日までに申請すること ****

特別経済開発区における投資奨励政策(1/3)

- ❖ 特別経済開発区政策委員会が指定する特別経済開発区でなければならない。
- ❖ 現在指定された第1群の経済開発区は、以下の5県である。
 1. ターク県 3郡における国境近辺の14町
 2. ムックダーハーン県 3郡における国境近辺の11町
 3. サケオ県 2郡における国境近辺の4町
 4. ソククラ県 サダオ郡の4町
 5. トラード県 クローンヤイ郡の3町

恩典

❖ 一般の奨励対象業種である場合

- 一人当たり所得の低い20県に対する投資奨励恩典と同じ恩典を付与する。
 - 法人税免除を3年追加する。
 - すでに8年間法人税免除が付与される場合はその代わりに5年間の法人税50%減免する。
 - 輸送費、電気代、水道代の2倍まで控除できる。
 - インフラの設置費の25%を控除できる。
 - 機械の輸入関税を免除する。
 - 輸出向け製造のための原材料の輸入関税を免除
 - その他の非税的恩典
- 委員会が指定する規制緩和により非熟練外国人労働者の使用を許可する

恩典

❖ 特別経済開発区政策委員会が指定する特別経済開発区の対象事業の場合


➤ 以下の恩典を付与する。

- 8年間法人所得税を免除する。さらに5年間50%減免する。
- 輸送費、電気代、水道代の2倍まで控除できる。
- インフラの設置費の25%を控除できる。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向け製造のための原材料の輸入関税を免除
- その他の非税的恩典

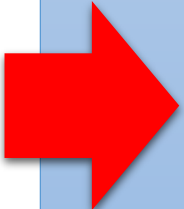
➤ 委員会が指定する規制緩和により非熟練外国人労働者の使用を許可する。

**** 2015年1月1日から2017年12月31日までに申請すること ****

注意事項



新投資奨励政策は2015年1月1日以降、
申請するプロジェクトに適用する。



2014年12月30日までに申請するプロジェクト
(投資委員会事務局の投資促進部第1、2、3、4
にて受付)は、認可日や奨励受諾日等々と
関係なく、既存投資奨励政策が適用される。



お問い合わせ：

E-mail: jpdesk@boi.go.th

ご清聴ありがとうございました

